

# 株式交換に係る事後開示書面

(会社法 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 6 月 1 日

株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス  
株式会社なすび

## 株式交換に係る事後開示事項

静岡市駿河区豊田3丁目6番36号  
株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス  
代表取締役社長 浅山 雄彦

静岡市清水区谷田8番2号  
株式会社なすび  
代表取締役 藤田 圭亮

株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス（以下、「AFC-HD」といいます。）と株式会社なすび（以下、「なすび」といいます。）は、2021年5月10日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、AFC-HD を株式交換完全親会社、なすびを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2021年6月1日
  
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
該当事項はありません。
  
  - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
なすびは、会社法第785条第3項の規定により、2021年5月10日付でなすびの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社である AFC-HD の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行ったなすびの株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による  
手続の経過

該当事項はありません。

- 3. 株主交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による  
手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- 4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会  
社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により AFC-HD に移転したなすびの株式の数は、5,937 株です。

- 5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) AFC-HD は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会  
社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。な  
お、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したなす  
びの株主は 0 名であり、その有する株式の数の合計は 0 株でした。当該株式数は、  
会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

- (2) なすびは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 5 月 10 日開催の臨時株主  
総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) AFC-HD は、本株式交換に際して、本株式交換により AFC-HD がなすびの発行済  
株式（但し、なすびが保有する AFC-HD の株式を除きます。）の全部を取得する時  
点の直前時のなすびの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、AFC-HD を除き  
ます。）に対し、その所有するなすびの普通株式 1 株につき AFC-HD の普通株式  
57.51 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、AFC-HD が割当交付した普  
通株式の合計は 341,436.87 株です。

(4) 本株式交換により増加した AFC-HD の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ① 資本金の額 : 本株式交換により資本金の額は増加しない
- ② 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条に従い、AFC-HD が別途定める額

以上